

# はく製の登録申請手続きについて

---

## 1. 申請をおこなう前に

### 【申請書を作成する前に確認いただくこと】

1. 申請するはく製の種名と本物かどうかの確認
2. 合法的に取得したはく製であることの確認

#### 1-1. はく製の種名と本物かどうかを確認してください。

- ・ 登録申請することのできるはく製は本物のみです。
- ・ 偽物を登録した場合は、偽りその他不正の手段による登録として、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存法（以下、「法」という）第 58 条に基づき、1 年以下の懲役又は 1 0 0 万円以下の罰金が課せられることがあります。
- ・ はく製の種名と本物かどうかは申請者が確認してください。
- ・ まだ登録していない（登録票の無い）はく製の場合、「買い取るのではなく製をあずかります」「はく製を送ってください」と言われて応じると法律違反となります。預けた方、又は送付した方も、法第 12 条第 1 項違反として第 57 条の 2 に基づき、5 年以下の懲役若しくは 5 0 0 万円以下の罰金、又はその両方が課せられることがありますので、ご注意ください。

#### 1-2. 合法的に取得したものであることを確認してください。

- ・ 登録申請することのできるはく製は、法で規制される日（規制日は種によって異なります。）の前に国内で取得した、又は国内に輸入されたもののみです。
- ・ その事実が確認できないものについては、登録ができません。もし、事実を偽って登録を行った場合には、法第 58 条に基づき、1 年以下の懲役又は 1 0 0 万円以下の罰金が課せられることがあるほか、登録を行わずに譲渡し等を行った場合には、法第 12 条第 1 項違反として第 57 条の 2 に基づき、5 年以下の懲役若しくは 5 0 0 万円以下の罰金、又はその両方が課せられることがありますので、ご注意ください。

## 2. 登録申請書及び必要書類について

ご用意いただく書類等は、下記の5種類です。

- ・ このうち、★印の2種類（2-1：登録申請書、2-2：取得経緯の自己申告書）については、本申請する前に自然環境研究センターの担当者が内容を事前確認させていただきます。
- ・ 鉛筆で下書きしていただき、下書きを自然環境研究センターの担当者宛てに Faxしてください。
- ・ お送りいただいた2種類の書類を事前確認したのち、こちらから電話いたします。

### ★2-1. 登録申請書

- ・ 記入方法は「登録申請書の記入例」を参照してください。
- ・ 計測する箇所については「計測部位について」を参照してください。

### ★2-2. 取得経緯の自己申告書

- ・ 申請書類の上の「記述すべきこと」を参考に記載をお願いします。
- ・ 必要事項の記述内容が非常に重要です。可能な限り詳細に記述をお願いします。
- ・ 書ききれなかった場合は、書類の裏面に続けて記述してください。

以下の書類等は、本申請に際して必要となりますのであらかじめ準備しておいて下さい

### 2-3. 申請するはく製の写真

- ・ 登録申請書記入例の裏面「写真について」を参照し、カラーで鮮明な写真を撮影してください。

### 2-4. 本人確認が出来る書類の写し

- ・ 自動車運転免許証、保険証、住民票等、公的機関が発行した申請者の本人確認ができる書類の写し（コピー）。

### 2-5. 取得の経緯の裏付けとなる書類

- ・ 申請を行う「はく製」を日本に輸入した際の通関書類（公的機関発行書類）。  
※この書類に関しては、まずは探してみてください。探してみても見つからない場合は、改めて連絡をお願いします。